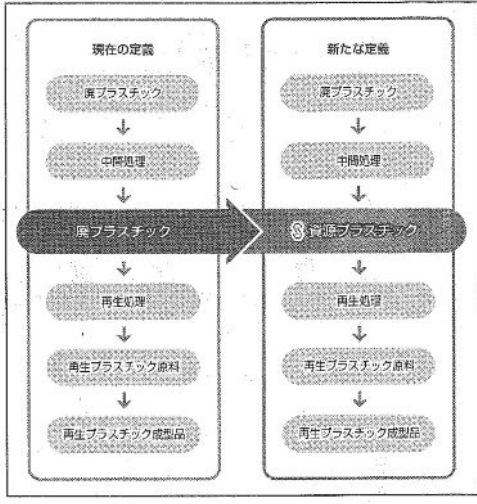


新呼称「資源プラスチック」を広げる新たな定義を提案



# 「資源プラ」の呼称普及へ

## 「廃プラ」と区分、品質向上

パナ・ケミカルなど10社

自主基準設け、ブランド強化

パナ・ケミカル(本  
社・東京、犬飼健太郎  
社長、☎03・3330  
2・7531)をはじめ  
めとするリサイクル関  
連企業10社は、再生利  
用向けに中間処理・前  
処理加工した品質が高  
いプラスチック材の呼  
称を「資源プラスチック  
(Resource  
Plastic)」と  
して、関係業界のプラ  
スト向上を図ることに  
なった。処理・処分向  
けの品質が低い「廃プ  
ラシック」と明確に  
呼称を区分すること  
で、関係業界やユーザ  
ー企業、一般市民の再  
生利用へのモチベーシ  
ョンを高める。  
従来、関係業界では、  
再生利用できる高グレ  
ードのものをあら

パナ・ケミカルなど10社のものから焼却処  
理・最終処分するしか  
ない低グレードのもの  
までを「廃プラスチック」と総称する慣習が  
あった。  
これに加えて、20  
00年頃から、中国な  
どの新興国市場の成長  
で、再生利用できるか  
どうか微妙なグレー  
ド(クレーンイン品)  
のものまで輸出され  
環境負荷を無視したり  
サイクル処理が横行し  
た。その後、15年頃か  
らの原油価格下落に伴  
ってプラスチックの新  
材価格も下落し、いわ  
ゆる「雑プラ」をほじ  
めとする低グレード品  
が溢れる事態になり、  
本当に再生利用できる  
グレードのものをあら



ロゴも作成し、イメージ一新へ

ため明確にする必要  
性が出てきた。  
今回、パナ・ケミカ  
ルなどが普及すること  
になった「資源プラ」と  
は、「リサイクル処理を  
されたプラスチック」  
を指す。15年に業界の  
トップランナー企業な  
どがワーキンググル  
ープをつくって検討を重

ね、「資源プラ」の呼称  
とその定義を取りまと  
めた。定義には、「適切  
な前処理、中間処理を  
施すことで、全量再生  
プラスチック原料の基  
材として利用できる品  
質を保持する」輸出に  
供される処理物につい  
ては、輸出に関する国  
内法および国際条約、  
輸出先の国内法に定め  
る規制準拠に適合する  
など6項目(ウェブサ  
イト <http://www.panachemical.co.jp/資源プラ/>)を  
定めている。  
「資源プラ」の普及  
プロジェクトには現  
在、パナ・ケミカルと  
中村化成工業、本城化  
成、日本シーム、オー  
ワックジャパン、山本  
製作所、サンモア、テ  
クノリンクス、本郷技  
術士事務所、エコシス  
・コンサルティングが  
助言・賛同している。